

山口県報

平成17年
7月12日
(火曜日)

目次

規則	1
水防法施行規則の一部を改正する規則(河川課)	1
告示	1
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による指定地方公共機関の指定(危機管理室)	1
道路の区域の変更(道路整備課)	1
道路の供用の開始(道路整備課)	1
道路の位置の指定(建築指導課)	1
公告	1
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	1
岩国都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	1
監査公表	1
監査公表	1
雑報	1
県報の正誤(平成十七年三月十五日山口県公安委員会告示第十七号ほか一件)	1

水防法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第九十六号

水防法施行規則の一部を改正する規則

水防法施行規則(昭和三十四年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「規則」を「細則」に改める。

第一条中「第十一条」を「第十八条」に改める。

第三条中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第四条中「第三十六条第一項」を「第四十九条第二項」に改める。

別記第二号様式の表中「第36条第1項」を「第49条第1項」に改め、同様式の表中

「立入」を「立入り」に、「第36条」を「第49条」に、「提示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県告示第三百九十二号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百十二号)第二条第二項の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二井 関成

- 山口合同ガス株式会社
- 社団法人山口県エルビイガス協会
- 防長交通株式会社
- サンデン交通株式会社
- 社団法人山口県トラック協会
- 社団法人山口県医師会
- 山口放送株式会社
- テレビ山口株式会社
- 山口朝日放送株式会社
- 株式会社エフエム山口

山口県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年七月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 中ノ川於福停車場線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
美祢市豊田前町麻生下字舞淵九〇三の一地先から同市豊田前町麻生下字下河内七七八の三地先まで	最狭 二二・〇〇	最広 二六・二二	五七七・一	五七七・一	道路改良工事の完了による。

山口県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十七年七月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
中ノ川於福停車場線	美祢市豊田前町麻生下字舞淵九〇三の一地先から同市豊田前町麻生下字下河内七七八の三地先まで	平成十七年七月十三日

山口県告示第三百九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
柳井市南町四丁目六四の二九	七・〇	一八・〇	一二五・九三



(三八二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十七年八月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び長門土木建築事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成十七年六月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人サポートセンターゆうゆう
 代表者の氏名 日 溪 眞
 主たる事務所の所在地 長門市日置中二九八三番地一四二

(三八二) 岩国都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第五号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画汚物処理場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画汚物処理場市国市し尿処理場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(三八三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第五号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 工区に含まれる地域の名称
萩市大字椿東字町ヶ坪 字千人塚及びひ字長浜(第二工区)
- 二 開発許可を受けた者
萩市



監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり同条第4項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、これを公表します。

平成17年7月12日

通知に係る事項

山口県監査委員 村 田 哲 雄
同 小 泉 利 治
同 竹 田 義 廣
同 村 田 博

医務課

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成15年度における収入証紙による准看護師免許等手数料の収入については、平成17年5月31日に適正な処理を行った(監査年月日 平成16年9月29日)。

建築指導課

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成15年度における収入証紙による建築物等確認申請手数料の収入については、平成17年4月25日に適正な処理を行った(監査年月日 平成16年10月7日)。

柳井水産事務所

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成14年度における収入証紙による漁船登録申請等手数料等の収入については、平成16年5月31日に適正な処理を行った(監査年月日 平成15年12月24日)。

柳井土木建築事務所

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成15年度における収入証紙による建設業許可申請手数料等の収入については、平成17年5月31日に適正な処理を行った(監査年月日 平成17年1月24日)。

大島土木事務所

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成15年度における収入証紙による建築物等確認申請手数料等の収入については、平成17年5月31日に適正な処理を行った(監査年月日 平成17年1月24日)。

光警察署

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成15年度における収入証紙による道路使用許可申請等手数料の収入については、平成17年4月19日に適正な処

平成十七年七月十二日印刷
平成十七年七月十二日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

理を行った(監査年月日 平成16年12月2日)。



正誤

平成十七年三月十五日山口県公安委員会告示第十七号(交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正)

ページ	箇所	
一一	表中	菊川町大字樅の木
		誤
		菊川町大字樅ノ木
		正

平成十七年三月二十九日山口県公安委員会告示第二十二号(交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正)

ページ	段	
一三	表中	大字府谷(字・洪・谷を除く。)
		誤
		大字府谷
		正